

## ODRG・クロスボーダー一適用の論点に係る報告書（2014年11月）（概要）

### サンクトペテルブルグ・サミット以降の進捗

- ODRG メンバーは、2 国間での同等性評価・代替的コンプライアンス措置や、多国間での清算集中義務に係る事前通知といった、これまでの合意事項の実施を継続。
- ODRG は、クロスボーダー問題の解決に向けた作業を継続し、その関連で、電子取引基盤及び取引執行義務に関する合意に向けた進捗があった。ODRG メンバーは、当局間の事前通知の枠組みの構築について引き続き議論を継続。
- 支店・保証付法人の取扱いに関しては、ODRG メンバーは、外国の保証付法人による取引に対して母国当局の規制が拡大適用されうる状況を定義することに重点的に取り組んできた。問題の決定的な解決には至らなかったものの、この問題に関連する広範な要素を特定し、それらが適用される個別のケースを引き続き模索。また、ODRG は、支店・保証の付与されていない法人の取扱いについても将来的に模索していく。
- 本年 8 月に、ODRG は、取引情報蓄積機関（TR）が保有するデータへの当局アクセスの障害にかかる課題を FSB で取り上げた。この障害（マスキング）は、G20 で合意された取引報告義務の履行の妨げになる。FSB は、ODRG からのレターを歓迎し、これらの障害を除去するために各法域が速やかな行動をとることの重要性を強調した。
- 更に、本年、ODRG は、規制及び監督を相互に委ねることについても取り組んできた。2 月にシドニーで開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議では、「国・地域及び規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制に委ねることを可能とすべき」との意見で一致した。さらに、同等性及び代替的コンプライアンス措置の実行にかかる取組みの文脈の中で、ODRG は、実務上、どのように他国の枠組みに委ねることができるかの検討を続けている。
- ODRG 各首席は、引き続きクロスボーダー問題の解決に向けて責任を有している。また、ODRG メンバーが国内・クロスボーダー取引に規制を適用していく過程で、解決策を検討する必要があるクロスボーダー問題が更に生じる可能性があり、ODRG 各首席はこうしたクロスボーダー問題の解決についても責任を有している。